

# 地方税法施行令の一部を改正する政令の概要

令和2年9月  
総務省

## 1 改正の趣旨

地方税法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴い、通算承認を受けた法人の法人住民税について控除対象通算適用前欠損調整額の控除の要件の特例等の細目を定めるとともに、国民健康保険税の減額に係る所得の基準について所要の規定の整備等を行う。

## 2 主な改正の内容

### (1) 法人住民税・法人事業税関係

法人住民税について控除対象通算適用前欠損調整額の控除の要件の特例を定める等、法人税におけるグループ通算制度への移行に伴う地方税法の改正を踏まえた所要の規定の整備を行う。

### (2) 国民健康保険税関係

国民健康保険税の減額に係る所得の基準について、基礎控除額相当分の基準額を43万円に引き上げる等の規定の整備を行う。

## 3 施行期日

原則として令和4年4月1日